平成２０年（フ）第１２９０号
さいたま市中央区上落合２丁目４番２―1612号
破産者　福岡　輝晃
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１７９５号
埼玉県川口市上青木６丁目30番10号　ハイツニシカワ30―10
破産者　三冨　秀夫
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１８０２号
埼玉県戸田市下戸田２丁目12番19―602号　パークヒルズ
破産者　太田　昭人
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１８３２号
さいたま市南区曲本３丁目５番12号
破産者　岩崎　和惠
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１８３３号
さいたま市南区曲本３丁目５番12号
破産者　岩崎　正剛
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字爪田ケ谷278番地２
破産者　齋藤　民枝
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字爪田ケ谷278番地２
破産者　齋藤　尚樹
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
さいたま市桜区栄和５丁目14番10号　藤栄コーポ201号室、旧住所さいたま市桜区大字神田735番地１
破産者　豊田　光子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
さいたま市桜区栄和５丁目14番10号　藤栄コーポ201号室、旧住所さいたま市桜区大字神田735番地１
破産者　小林　温子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
埼玉県鴻巣市大間１丁目７番３―103号　エルディム吉田
破産者　金子　美夫
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字根古屋100番地２
破産者　柿沼　光男
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字根古屋100番地２
破産者　柿沼　弓子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
埼玉県和光市下新倉２丁目53番３号　光ハイツ202
破産者　高橋　美和
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　埼玉寮Ｂ棟316号、旧住所さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番23号　１―301
破産者　内山　信正
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２８３０号
愛知県海部郡美和町大字金岩字江西上37番地早川アパート南西、開始決定時の住所愛知県弥富市荷之上町古堤2003番地２
破産者　長谷川嘉一
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４号
北海道苫小牧市しらかば町２丁目17番３　ハイツ福206号、開始決定時の住所北海道苫小牧市矢代町１丁目10番４号
破産者　八杉　武弘
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番９号
破産者　鈴木　五郎
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３６２号
仙台市宮城野区福田町３丁目７番１―202号
破産者　舞草　康春
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
仙台市太白区茂庭字中ノ瀬西41番地の４
破産者　小石川亜希
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係